

社会福祉法人 八王子市社会福祉協議会

成年後見・あんしんサポートセンター八王子



- ●認知症になった親の代わりに銀行に行ったが、 預金を引き出すことが出来ず、 「成年後見制度を利用して下さい」と言われた。
- ●認知症の親戚が、悪質な訪問販売の被害にあっている。
- ■遺産分割を行う予定だが、相続人の中に 判断能力が低下した人がいる。





# 判断能力がすでに不十分な人のために

→法定後見制度 (P4 ~)

- ●将来、判断能力がなくなった時のことが心配。出来るだけ自分の希望に沿った支援をして欲しい。
- ●自分が認知症になった時に、 財産管理を頼みたいと 考えている人がいる。



判断能力が十分なうちに、 料本にようらい はんだんのうりょく ていか そな 将来の判断能力の低下に備えておく

にん い こうけんせい ど →任意後見制度 (P8 ~)

# せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは?

成年後見制度は、認知症・知的障がい・精神 障がいなどで判断能力が十分でない方を対象に、 本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶ ことで、本人を法律的に支援する制度です。

福祉・医療・介護サービス等の各種手続きや 契約行為、財産の管理や日常的な金銭の管理 などについて、本人の意志をできるだけ尊重し、 生活を送るうえで一方的に不利益が生じない よう、権利や財産を守ります。

# ほうていこうけんせいど法定後見制度

本人がすでに認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分である場合には、本人または配偶者・四親等以内の親族から家庭裁判所に申立てをし、審判によって後見人を選任してもらいます。

本人による申立てが出来ず、申立てをする配偶者・四親等以内の親族がいない場合は、市長が申立てをすることもできます。

本人の判断能力に応じて、後見・保佐・補助の3つの類型があります。



# ■法定後見の流れ

※家庭裁判所が申立てを受け付けてから審判がおりるまで 約1~2ヶ月かかります

1

### 申立準備

- 申立書などの書類作成・ 必要書類の準備をします。
- ○申立人や後見人等候補者 を検討します。
- ○診断書(成年後見用)の 作成を医師に依頼します。

2

## 申 立 て

- ○申立人が本人の住所地 (住民登録している場所) を管轄する家庭裁判所に 申立てをします。
- ○申立書類を提出する際に 家庭裁判所に電話をして 面接日の予約を行います。

3

## 調査・照会・鑑定

- ○家庭裁判所の調査官が 申立人、後見人候補者等、 本人から事情をうかがい ます。
- ○家庭裁判所が親族に対し、 意向を照会することが あります。
- ○本人の判断能力について、鑑定を行うことがあります。

※申立ての取下げをするには、家庭裁判所の許可が必要となります。

# ■ 法定後見制度の3類型

	さう けん <b>後 見</b>	<b>保</b> 佐	・ ・	
対象と なる方	判断能力が全くない人	判断能力が著しく 不十分な人	判断能力が不十分な人	
同意権・ 取消権	日常の買い物などの生活 に関すること以外の行為 法律行為全般 (取消権のみ)	重要な財産関係の法律 行為 (民法第 13 条 1 項各号 所定の行為)	申立ての範囲内で家裁が 定める特定の法律行為 (本人の同意が必要)	
代理権	財産に関する 全ての法律行為	申立ての範囲内で家裁が定める特定の法律行為 (本人の同意が必要)		
援助する人	成年後見人	保佐人	補助人	

#### ※重要な法律行為(民法第13条1項)

①預貯金を払い戻すこと。②金銭を貸し付けること。③金銭を借りたり、保証人になること。 ④不動産などの重要な財産に関する権利を得たり失ったりする行為をすること。⑤民事訴訟の 原告となって訴訟行為をすること。⑥贈与、和解、仲裁合意をすること。⑦相続を承認、放棄 したり、遺産分割をすること。⑧贈与や遺贈を拒絶したり不利なそれらを受けること。⑨新築、 改築、増築や大修繕をすること。⑩民法第602条の一定期間を超える賃貸借契約をすること。

#### ※特定の法律行為

預貯金の払い戻し、不動産の売却、介護契約締結など

4

## 審理

○後見等を開始するか どうかや後見人等を 誰にするかを家庭裁 判所が判断します。 事案に応じて弁護士 や司法書士等の専門 職を後見人等や監督 人に選任する場合が あります。 5

# **審** 判

申立てについて 家庭裁判所の審判 が出ます。審判書が申立人、 本人、後見人等に 通知されます。

# 成年後見登記

6

- ○家庭裁判所が審判 確定後に東京法務 局に登記の手続き を行います。
- ○登記事項証明書は、審判書が成年後見人等に届いて約1ヶ月経過した後に取得できます。

7

## **碧**

- ○まず、後見人等が 財産目録、年間 収支予定表の提出 を行います。
- ○後見人等が定められた権限の範囲において本人の援助をします。

※審判書が通知されて2週間以内に不服申立てがされない場合、審判が確定し正式に成年後見人等の就任が決まります。

# ひつようしょるい 必要な書類

- ●東京家庭裁判所・支部の窓口にあります。
- ■家庭裁判所後見サイトや郵送でも取り寄せることができます。

- 1 申立書
- 2 親族関係図
- ❸ 成年後見制度用の診断書・診断書付票
- △ 本人情報シート (コピー)
- ⑤ 本人の戸籍謄本
- 6 本人の住民票または戸籍の附票
- ③ 後見人等候補者の住民票または戸籍の附票

- 9 中立事情説明書
- ⑩親族の意見書
- 後見人等候補者事情説明書
- 12 本人の財産日録
- (1) 本人の収支予定表
- № 財産に関する資料のコピー
- № 収入・支出に関する資料のコピー
- 16 郵便切手
- 10 収入印紙
- ※申立て費用の目安は、約2万円です。(鑑定費用は除く)
- ※専門家に書類作成を依頼することもできます。

## ■「②登記されていないことの証明書」について

成年後見制度は登記制のため、すでに他の人が本人の後見人等として登記されていないかの証明書が必要になります。

東京法務局でしか発行していませんが、郵送請求が可能です。(P11参照)

## ■ <sup>10</sup>郵便切手 · <sup>10</sup>収入印紙

後見・保佐・補助のどの分類で申立てをするかによって用意する郵便切手 や収入印紙が異なります。それぞれの内訳は以下のとおりです。(令和4年 4月時点)

	さう けん <b>後 見</b>	<b>保</b> 佐	補 助
⑥郵便切手 (送達・ 送付費用)	3,270円 500円3枚、100円5枚 84円10枚、63円4枚 20円5枚、10円6枚 5円2枚、1円8枚	4,210円 500円4枚、100円5枚 84円15枚、63円4枚 20円5枚、10円7枚 5円4枚、1円8枚	4,210円 500円4枚、100円5枚 84円15枚、63円4枚 20円5枚、10円7枚 5円4枚、1円8枚
⑦収入印紙 (申立・ 登記手数料)	<b>3,400円</b> 1,000円2枚、300円2枚 400円2枚	<b>4,200円</b> 1,000円2枚、300円2枚 400円4枚	<b>5,000円</b> 1,000円2枚、300円2枚 400円6枚

# こうけんにんとう しごと ないよう 後見人等の仕事の内容は?

## ■財産管理

- ・現金、預貯金、証券、不動産の 管理等をする。
- 本人の利益に反して財産を処分 することはできない。

# ■身上保護

- ●介護サービス提供者等、本人を支援して くれる人と契約し、仕事を監督する。
- ■病院や施設へ入る(出る)際の手続きや、 支払いをする。

## ■ 家庭裁判所への定期報告

●本人の財産状況、健康・生活状況を報告する。

# ■ 仕事に含まれないこと

- ■保証人、身元引受人になること
- 医療行為の同意
- 介護や買い物、掃除洗濯など
- ■葬儀を出したり、死後の事務を 執り行うこと

# ■ 成年後見人等の仕事は、 成年後見登記がされた時に開始し、 本人が死亡した時に終了します。

※成年後見人等は申立てのきっかけになったこと(例えば保険金の受取や 預金の引出し、遺産分割など)が終わったあとも本人が亡くなるまで 成年後見人等の職務が続きます。



記手数料) 400円2枚、300円2枚 1,000円2枚、300円2枚 400円6枚 400円6枚 400円6枚 が続きます。

# にんいこうけんせいど任意後見制度

本人の判断能力が十分なうちに、将来の 判断能力の低下に備え、あらかじめ後見人 や支援してもらう内容などを本人の希望 にそって決めておきます。

その内容は公証役場で公正証書による契約として、東京法務局に登記されます。

将来、判断能力が低下した場合は、法定後見と同様に家庭裁判所に申立てを行い、審判後に任意後見契約による支援が始まります。



# ■決めておくことの例

- ●後見人等を誰に頼むか
- ●後見人の報酬はいくらにするか
- ●将来在宅での生活が難しく なった時に、どのような 施設に入りたいか
- ●預金や不動産等、資産の管理を どこまで頼むか
- ●介護契約や医療契約、入退院の 手続きが必要になった際に 代わりに契約を頼むかどうか ※同意権・取消権はありません。



# ■ 任意後見の流れ

1

# どうしたいか考える

○将来、判断能力が 不十分になった時、 どのような生活を したいか、どのよう な援助を受けたい かを考えます。 2

### 任意後見契約

○将来の援助の内容 が決まったら、本人 と任意後見受任者 で公証役場に行き、 公正証書により 手続きを行います。 3

### 成年後見登記

○東京法務局に登記 されます。 本人の判断能力の低下

4

# 申立て

○本人の住所地(住民 登録している場所)を 管轄する家庭裁判所に、 任意後見監督人選任の 申立てを行います。



# 調査・鑑定・照会

- ○申立て理由の調査や 鑑定の後、審理などの 手続きが行われ、任意 後見監督人が選任され ます。
- ○そして、任意後見受任 者が任意後見人となり ます。



## 開始

- ○契約内容に基づいて 任意後見人が援助し ます。
- ○任意後見人の職務に ついて、家庭裁判所が 任意後見監督人を通じ て監督します。

9

※任意後見公正証書作成には、約2万円かかります。

※契約の内容によっては、任意後見受任者に対し、報酬が発生することもあります。

※任意後見監督人にも報酬が発生します。

# Q&A

### ●専門職後見人の報酬はいくら位かかる?

→本人の財産、後見人の仕事内容を考慮して家庭裁判所が決めます。 目安としては、管理財産(流動資産)が1,000万円以下の場合月約2万円、1,000万円を超え5,000万円以下の場合、月約3~4万円です。

※東京家庭裁判所後見サイトより

### **◎**どういう人が後見人になれる?

→特に決まりはありません。家庭裁判所が認めた者であれば誰でもなることができます。 親族以外では、弁護士、司法書士、社会福祉士等に頼むことができます。

# □ラム 成年後見登記とは?

平成12年3月31日以前、禁治産者(成年被後見人とみなされる者)・準禁治産者(被保佐人とみなされる者)は、本人の戸籍への記載という方法で公示されていましたが、平成12年4月1日以降、新しい成年後見制度への施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登記等ファイルへの登記に変

#### 更されました。

そのため、成年被後見人・被保佐人等に該当していないことの証明は「登記されていないことの証明書」によって行うことになりました。

また、ここには、後見人等の登記も されるので成年後見人等になった人は、 登記事項証明書の発行を受けることで 後見人等であることを証明することが できます。

### でする 被後見人等の資産が 多い場合…

成年後見等の開始時点で被後見人等の財産の額や種類が多い場合や、選任後に不動産売却、遺産分割などにより被後見人等の財産の額や種類が多くなった場合には、『監督人』が選任されることがあります。

成年後見の場合には、監督人の代わりに『後見制度支援信託』や『後見制度支援預貯金』の利用を検討することができます。保佐、補助、任意後見では利用できません。

#### 『後見制度支援信託』とは

後見制度支援信託とは、本人の財産の うち、日常的な支払をするのに必要な 金銭を預貯金等として後見人が管理し、 通常使用しない金銭を信託銀行等に信 託した上、信託財産の払戻しや信託契 約を解約する場合には、あらかじめ家 庭裁判所が発行する指示書を必要とす る仕組みです。

#### 『後見制度支援預貯金』とは

後見制度支援預貯金とは、本人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信用金庫などの金融機関で開設できる後見制度支援預貯金口座に預け入れるものです。同口座の預金の払戻しや解約をする場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書を必要とします。

# せいねんこうけんせい ど 成年後見制度に関する問い合わせ

### 成年後見制度についての法律・福祉などの専門家に相談したい

▶ 東京三弁護士会多摩支部 ………………… ☎ 042-548-3800

▶ 東京司法書士会 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部 ・・・ ☎ 03-3353-8191

▶ 東京社会福祉士会 権利擁護センターぱあとなあ東京 …… ☎ 03-5944-8680

### 成年後見制度を利用するために申立てをしたい

▶ 東京家庭裁判所 後見センター ……………… ☎ 03-3502-5359・5369

▶ 東京家庭裁判所 立川支部後見係 ············ ☎ 042-845-0322 · 0324

▶東京家庭裁判所後見サイト(ホームページ) …… 東京家庭裁判所 後見 検索ス

### 任意後見制度を利用したい

▶ 八王子公証役場 ………………… ☎ 042-631-4246

### 成年後見登記制度について

▶東京法務局民事行政部後見登録課 ············ ☎ 03-5213-1360(ダイヤルイン)



### 東京法務局

〒 102-8225 千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎

TEL. 03-5213-1360

交通:東京メトロ九段下駅 徒歩5分 都営地下鉄九段下駅 徒歩5分



### 東京家庭裁判所 立川支部

〒 190-8589 立川市緑町 10-4

TEL. 042-845-0322·0324 (直通)

交通:多摩都市モノレール高松駅TEL. 042-631-4246徒歩5分交通:JR 八王子駅北口

JR 立川駅北口 徒歩 25 分

### 八王子公証役場

〒 192-0082 八王子市東町 7-6 エバーズ第 12 八王子ビル 2 階 TEL. 042-631-4246

交通: JR 八王子駅北口 徒歩5分 ョドバシカメラ北隣

# 成年後見・あんしんサポートセンター八王子の事業紹介

### 成年後見制度の利用相談

成年後見制度の説明、利用支援(申立方法・申立書類の書き方の説明、後見人候補者の紹介、調査官面接への立ち合いなど)をしています。

制度の普及啓発として講演会や学習会、出前講座を行っています。

### 弁護士・司法書士による専門相談(無料)

【要予約】

每月第 2 火曜日 14 時~ 16 時 弁護士 第 3 火曜日 14 時~ 16 時 司法書士



### 成年後見人等への支援

親族や専門職による成年後見人等を対象とした交流会の開催、相談の受付を行っています。また、親族による成年後見人等への後見業務を支援しています。

### ●支援検討会

成年後見制度や権利擁護に関して、本人にとって適切な支援者や支援方法を検討する場です。既に成年後見人等として活動されている方の支援も目的としています。 定期的に開催しています。

### ●市民後見人の育成

八王子市の委託を受け、市民後見人の養成を行っています。また、養成した市民 後見人の活動支援を行っています。

### ●法人後見

### ●地域福祉権利擁護事業

対象者①認知症や物忘れのある高齢の方

② 知的障がい、精神障がい等のある方

③ ①、②のいずれも在宅で生活している方

サービス内容 ① 福祉サービスの利用援助 ② 日常的な金銭管理サービス

③ 書類などの預かりサービス

### ●財産保全・管理サービス事業(地域福祉権利擁護事業の対象拡大)

対 象 者 ① 要支援・要介護状態にある高齢の方

② 身体障がいのある方

③ ①、②のいずれも在宅で生活している方

サービス内容 地域福祉権利擁護事業に準ずる

### **社会福祉法人** 八王子市社会福祉協議会

# 成年後見・あんしんサポートセンター八王子

住所: 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号八王子市役所内

TEL: 042-620-7365 FAX: 042-623-6421

Email: anshin@8-shakyo.or.jp

